

宮城県環境教育基本方針改定（案）審議の経過について

1 環境審議会への諮問

- 宮城県環境教育基本方針は、平成3年に策定、平成18年3月に改定されており、これまでこの方針に基づき、県の環境教育関連施策を着実に推進してきた。
- 改定から10年が経過し、東日本大震災からの復旧・復興による社会経済情勢の変化が生じたことや根拠法令の改正の趣旨を踏まえ、方針の改定が必要となった。
- そのため、平成28年9月7日開催の環境審議会に「宮城県環境教育基本方針の改定」について、諮問した。

2 審議の体制

- 諮問事項に係る調査のために、以下の環境教育基本方針策定専門委員を設置した。

【環境教育基本方針策定専門委員名簿】

分類	氏名	所属・職名	備考
学識経験者	◎石澤 公明	宮城教育大学総務担当理事・副学長	環境審議会委員
	鳥羽 妙	尚絅学院大学環境構想学科准教授	
	山田 一裕	東北工業大学工学部教授	
学校教育	淺野 亮	気仙沼市立面瀬小学校校長	
社会教育	千葉 律之	宮城県岩出山高等学校校長	
民間団体	千田 信良	有限会社千田清掃代表取締役	
	戸島 潤	特定非営利活動法人蕪栗ぬまっこくらぶ副理事長	
市町村	福田 寿幸	石巻市生活環境部次長	

◎：座長

3 審議の経過

- 以下のとおり環境教育基本方針策定専門委員会議を2回開催し、審議を行った。また、第2回環境審議会で、中間報告として方針策定の進捗状況の報告を行った。
- また、会議の開催以外にも、必要に応じて、専門委員に文書照会し、意見の反映を行った。

【環境審議会での報告・環境基本計画策定専門委員会議の開催状況】

開催年月日	審議事項等
H28.9.7	平成28年度第1回環境審議会 ○ 環境教育基本方針の改定について（諮問）
H28.10.13	第1回環境教育基本方針策定専門委員会議 ○ 新宮城県環境教育基本方針素案について
H29.1.16	平成28年度第2回環境審議会 ○ 新宮城県環境教育基本方針（案）について（中間報告）
H29.2.13	第2回環境教育基本方針策定専門委員会議 ○ 新宮城県環境教育基本方針最終案について

4 パブリックコメントの実施

(1) 公表及び意見募集について

- 公表した資料
 - ・新宮城県環境教育基本方針（案）
 - ・新宮城県環境教育基本方針（案）概要版
 - ・新宮城県環境教育基本方針（案）PR版
- 公表及び意見募集の期間
平成28年11月25日（金）から平成28年12月26日（月）まで

(2) 意見提出状況

意見提出者区分	意見提出者（団体）数	意見数
一般県民※	3	1 1
民間団体	1	4
合計	4	1 5

※うち1名が、現在県外在住の県内出身者

(3) 提出された意見と県の対応

別紙のとおり

環境教育基本方針案に提出された意見と県の考え方

番号	御意見	県の考え方（案）
1	<p>全体</p> <p>「自然の大切さ」や「自然を守らなくてはいけない」ことのみを教え説くのではなく、「文化・科学の発展を良しとしつつも、自然にも意識を向ける」ような教育が必要だと思います。</p> <p>具体的には、「企業として発展しつつ、自然に向けた取り組みをしている企業」を紹介し、その取り組みを見学したり、話を聞いたりできるような機会を作るべきだと思います。</p>	方針案には具体的な記述はありませんが、自然環境は「守る」のが基本としつつも、現在の我々の生活の充足や社会経済の持続的発展が前提であると考えています。いただいた御提案につきましては、今後の研修や普及啓発等の事業を展開する際の参考とさせていただきます。
2	<p>第3章 現状と課題</p> <p>3 各主体・場の取り組みにおける現状と課題</p> <p>大学まで視野に入れて現状と課題がかかっているのがよい。</p>	—
3	<p>第3章 現状と課題</p> <p>7 東日本大震災後の環境意識とその取り組みの変化</p> <p>小学校でも授業をさせていただくと、子ども達は東日本大震災を忘れている、記憶がないという状態になっている。このことを踏まえた環境教育の取り組みが必要だと感じる。</p>	方針案では、第1章1(2)「方針改定の趣旨・背景」の最後の段落において、東日本大震災からの復旧・復興による社会経済情勢の大きな変化を踏まえて本方針を改正する旨記述しています。こうした記述を受け、県が環境教育を実践していく中で、東日本大震災により自然環境に大きな影響が生じたことを伝えてまいります。
4	<p>第4章 環境教育推進の基本的な方向性</p> <p>1 人材の育成・活用</p> <p>環境教育の専門家（大学研究者、地球温暖化防止活動推進員、ストップ温暖化センターみやぎ等）と連携し、専門家が教育現場で活動できる体制づくりと活動に対する費用面の補助制度を確立していただきたいと考えます。</p>	<p>体制づくりについては、方針案では、第5章2「人材を活用した環境教育の推進」において、環境分野の人材活用の推進のほか、小学生等向けにわかりやすい講義のできる講師を派遣できる制度の整備について記述しています。これを受け、専門家が教育現場で活動できる体制づくりに向けた取組を進めてまいります。</p> <p>また、活動に対する支援については、第5章7「活動促進の仕組み・制度の充実」において、取組への支援について記述しています。具体的な支援のあり方については、今後検討してまいります。</p>
5	<p>第4章 環境教育推進の基本的な方向性</p> <p>1 人材の育成・活用</p> <p>・先生方は忙しく、授業をこなすだけでいっぱいのこともあり、環境教育の重要性を捉えられていない部分があり、知識も乏しい先生も多かったりする。これを踏まえた方向性が記述されており、ぜひ、推進していただきたい。</p> <p>また、幼稚園では、予算や場所の問題で環境教育を行えないという発言も聞く。これを踏まえた研修や事例も紹介するとよい。</p> <p>大学に関する記述は、課題のみで方向性には無い。大学教育の中での環境教育の重要性を感じている。バックアップや協同していただけるような取り組みをしていただきたい。</p> <p>・仙台市の環境局環境共生課、ごみ減量推進課の方や県の環境情報センターの方、環境政策課の方々等、少し関わせていただいているが、皆さん、環境教育に対して熱心でありいつも素晴らしいと思っている。</p>	<p>方針案では、第4章1(1)「人材の育成・活用」において、教職員等が環境教育を実践するための知識習得や能力の向上について記述しております。</p> <p>大学教育における環境教育については、御意見を受け、第4章3(3)「学校における推進方策」において、「大学等の教育研究機関において、学生等の環境活動等に関する知識・技能の向上を図る際には、県内大学へ県職員を講師として派遣する等、学生等に対する環境教育へのバックアップを図ります。このほか、大学と小・中・高等学校等との連携、民間団体や企業等との連携が一層進むよう、必要な情報提供に努めます。」と加筆します。</p>

番号	御意見	県の考え方（案）
6	<p>第4章 環境教育推進の基本的な方向性 1 人材の育成・活用</p> <p>環境教育の推進のための人材の育成に関して、大学生の知識・技能の向上を進めることを提案します。</p> <p>大学生が環境活動に取り組むにあたって求められる問題発見・解決能力や情報の獲得・発信能力、他団体との連携技術、組織運営能力等を身につけさせるため、大学生を対象とした研修機会が提供されるべきだと考えます。</p>	<p>御指摘を受け、第4章3(3)「学校における推進方策」において、「大学等の教育研究機関において、学生等の環境活動等に関する知識・技能の向上を図る際には、県内大学へ県職員を講師として派遣する等、学生等に対する環境教育へのバックアップを図ります。このほか、大学と小・中・高等学校等との連携、民間団体や企業等との連携が一層進むよう、必要な情報提供に努めます。」と加筆します。</p>
7	<p>第4章 環境教育推進の基本的な方向性 3 各主体・場の取組の推進</p> <p>学生が環境問題解決に取り組む企業や民間団体にインターンする機会を増やすべきだと思います。</p> <p>研修活動によって、小中学生においては環境問題や社会に対する関心の喚起、高校生や大学生においては技能の向上や就業意識の涵養が期待されます。</p> <p>さらに、これらの事業を通して学生と企業、団体が交流し、協力する機会が生まれる可能性もあります。</p>	
8	<p>第4章 環境教育推進の基本的な方向性 3 各主体・場の取組の推進</p> <p>幼少教育・小学校教育の中で環境教育を行う上で、教育対象となる子どもの生まれ育った環境や現在住んでいる地域（都市部か郊外か）に合わせた、教育カリキュラムが必要だと思います。</p>	<p>御意見を受け、方針案では第4章3(3)「学校における推進方策」の「各教科や総合的な学習の時間等に、身近な※諸問題に関連付けた環境教育」の※部分に「地域の環境や」と加筆します。</p>
9	<p>第4章 環境教育推進の基本的な方向性 3 各主体・場の取組の推進</p> <p>学生スタッフの交通費、人件費等の一部でも出せるようなシステムがあるといい。</p>	<p>活動に対する支援については、第5章7「活動促進の仕組み・制度の充実」において、取組への支援について記述しています。具体的な支援のあり方については、今後検討してまいります。</p>
10	<p>第4章 環境教育推進の基本的な方向性 4 民間団体等との協働促進</p> <p>環境教育においても、宮城県の地球温暖化防止活動推進センターであるストップ温暖化センターみやぎをもっと活用し、年度の計画の段階から委託事業による教育現場への定期的な出前授業を連携して実施するなど、より積極的な事業連携を検討していただきたいです。</p>	<p>方針案では、第5章8「普及啓発事業の実施」において、各種普及イベントや研修会を民間団体等と連携・協働の下開催する旨記述しており、より積極的な事業連携に取り組んでまいります。</p>
11	<p>第5章 推進施策 1 中核人材の発掘と育成</p> <p>大学と学校現場が一緒に研究・研修ができるような場を設けていただけたら嬉しい。（研究会などあるとよい）</p>	<p>方針案では、第5章1「中核人材の発掘と育成」において、環境教育分野で活躍する方々の情報把握に努めるとともに、これらの方々がファシリテーターやコーディネーターの役割を担えるよう、様々な主体を対象とする研修会等の機会を提供する旨記述しております。</p>

番号	御意見	県の考え方（案）
12	<p>第5章 推進施策 9 多様な課題への対応</p> <p>ESDについては、地域での実践例は数多くあるもののESDという言葉自体は浸透しているとは言い難く理解されないケースが多いと思います。ESDの理念や内容を専門家の派遣などで学校現場にきちんと伝え重要性を認識してもらうための取り組みが必要だと思います。</p>	方針案では、第5章9(1)「学校等におけるESD等の取組推進」において、ESDの先進的な取組を行っている学校の取組状況を紹介する等、普及促進を図る旨記述しております。
13	<p>第5章 推進施策 9 多様な課題への対応</p> <p>東日本大震災の被災県の1つとして、再生可能エネルギーへのシフトを明確にし、理想のエネルギー戦略を環境教育の中にも盛り込むべきと思います。</p>	再生可能エネルギーの導入は重要だと認識しております。方針案では、第5章9「多様な課題への対応」として、「再生可能エネルギーの活用や省エネルギー等による地球温暖化対策の推進」について、記述しております。
14	<p>第5章 推進施策</p> <p>環境教育活動における、クラウドファンディング活用の推進を提案します。</p> <p>効率的かつ低リスクな資金調達の手段として、クラウドファンディングの利用を推し進め、環境教育に取り組む団体がより発展的な活動を実施しやすくなるものと期待されます。</p>	方針案には、クラウドファンディング活用についての具体的な記述はありませんが、クラウドファンディングは民間団体における資金調達の手段の一つとして、今後ますます活用していくものと認識しており、いただいた御意見は今後の施策展開の参考とさせていただきます。
15	<p>第6章 推進体制 3 行動計画についての評価、見直し</p> <p>環境教育の成果を評価する方法の確立を求める。</p> <p>環境教育はどの程度の効果が得られたかが分かりにくいという問題があります。</p> <p>活動の評価技術の確立のための研究活動を支援したり、適切な技能をもつ評価員の養成・活用をしたりするなどの事業を通して、意味のある影響をもたらす活動が盛んに行われることを期待します。</p>	<p>環境教育は、現在の環境配慮行動の促進だけでなく、将来世代の持続可能な社会形成に向けた人々の心を育むための基盤的施策であり、こうした施策の評価は数値化するのは非常に難しく、一般的に、毎年の事業の中で進捗管理をしています。</p> <p>そのため、方針案では、具体的な記述はありませんが、環境教育は環境の各分野を横断する基盤的施策に位置づけられますので、最終的には環境基本計画の目標と同一になり、同計画では、総合管理指標を設定しておりますので、これを活用してまいります。</p>